

議案第76号

指定管理者の指定について

小田原市歯科二次診療所の指定管理者の候補者に係る選定過程等について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原市歯科二次診療所
- (2) 所在地 小田原市南鴨宮二丁目27番19号
- (3) 開設年月日 平成8年10月1日
- (4) 設置目的 一次診療施設での治療が困難な障がい者に対し、歯科診療・歯科保健指導を実施し、障がい者の福祉の増進を図るため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 障がい者に対する歯科診療及び歯科保健指導に関すること。
- (2) 診療所の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 選定の方法

公募せずに、次の団体と協議をした。

団体名	所在地	設立目的（主な事業内容）
一般社団法人小田原 歯科医師会	小田原市南鴨宮二丁 目27番19号	歯科医学の進歩発展及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、予防医学の研究指導に努力し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的に、休日急患歯科診療所の管理運営、障がい者歯科診療事業等を行うこと。

【公募しない理由】

- (1) 障がい者に対する歯科治療や保健指導の実績と経験を積み重ね、障がい者やその保護者から強い信頼を得ている。
- (2) 三次診療機関である鶴見大学歯学部附属病院と協力関係があり、麻酔科医師

等の派遣を受け、専門性の高い人材の確保を図ることができる。

- (3) 地域内に診療所を構える歯科医師で構成され、地域における歯科事業や普及啓発活動を積極的に行う公益性の高い団体であり、県西地域の障がい者歯科を担っている唯一の団体である。

以上のことから、指定候補者は非公募とした。

5 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和5年8月22日
選定予定団体との協議	令和5年9月15日まで
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定)	令和5年10月12日

6 審査・協議の概要

小田原市福祉施設指定候補者選定委員会により、対象団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市福祉施設指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委員長	鈴木 裕 一	小田原市福祉健康部長
委員	吉 田 文 幸	小田原市福祉健康部副部長
委員	田 中 千 寿	税理士
委員	岡 田 健	小田原市民生委員児童委員協議会会長
委員	柏 木 武 彦	小田原市社会福祉協議会常務理事

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って対象団体を採点した。詳細は、次のとおりである。

一般社団法人小田原歯科医師会

No.	審査項目	配点	得点
1	施設等の維持管理や利用者に対する配慮が適切なものか	50	42

2	提供するサービスの向上が図られるか	50	40
3	安定した運営を行うための人員及び財政基盤を有しているか	50	44
4	歯科二次診療所の特性について	50	40
5	地域貢献・社会的貢献の取組は十分か	50	46
	(合計)	250	212

この結果、小田原市福祉施設指定候補者選定委員会としては、一般社団法人小田原歯科医師会が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 利用者ニーズを把握し、障がい者に対する歯科医療提供体制と機能の見える化に努めること。

イ 障がい者の高齢化が進む中、歯科訪問診療の充実など事業実施計画に基づき、市民の健康増進に努めること。

ウ サービスの提供の向上を図りつつ、経費の使途に十分配慮し、将来を見据えた安定運営に備えること。

7 指定候補者

小田原市福祉施設指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 一般社団法人小田原歯科医師会
- (2) 代 表 者 名 会長 安西 由充
- (3) 所 在 地 小田原市南鴨宮二丁目27番19号